

# 7月1日から 「福祉医療費助成制度」が 改正されます

今年7月1日から、「福祉医療費助成制度」の所得制限額・一部負担金の限度額等が改正されますので、乳幼児等医療・障害者医療・高齢障害者医療費助成についてお知らせします。

障害者医療・高齢障害者医療費助成制度		障害者医療・高齢障害者医療費助成制度とは、健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減する制度です。					
改正前(平成21年6月まで)		改正後(平成21年7月から)					
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本市に住所があるかた</li> <li>■健康保険の加入者</li> <li>■身体障害者手帳1～3級、療育手帳AまたはB1、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの交付を受けているかた</li> </ul>	現行制度と同じ					
所得制限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者本人の所得制限額は、総所得金額等の合計額から福祉医療制度の控除額を差し引いた後の金額が、扶養人数0人の場合は360万4千円未満(扶養が1人増えるごとに38万円加算)</li> <li>■配偶者・扶養義務者の所得制限額は、扶養人数0人の場合は628万7千円未満(扶養1人で24万9千円、2人以上1人増えるごとに、21万3千円加算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障害者本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満</li> </ul>					
医療機関等で支払う負担額(※)	<table border="1"> <tr> <td>一般区分</td> <td>〈外来〉500円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,000円まで)</td> </tr> <tr> <td>低所得区分</td> <td>〈外来〉300円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月1,200円まで)</td> </tr> </table>	一般区分	〈外来〉500円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,000円まで)	低所得区分	〈外来〉300円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月1,200円まで)	一般区分	〈外来〉600円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,400円まで)
一般区分	〈外来〉500円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,000円まで)						
低所得区分	〈外来〉300円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月1,200円まで)						
		低所得区分	〈外来〉400円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月1,600円まで)				

※外来の一部負担金は、同じ医療機関や薬局に限り、月2回まで負担すれば3回目以降負担は不要です。入院の場合は、同じ診療月に同じ医療機関でお支払いする上限額です。なお、過去3カ月連続して入院にかかる一部負担金を支払っている場合は、4カ月目以降の一部負担金は免除されます。(要申請)

平成21年7月から平成23年6月までの経過措置	
対象者	現行制度と同じ
所得制限額	現行制度と同じ
医療機関等で支払う負担額(※)	経過措置区分
	〈外来〉900円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月3,600円まで)

※ただし、平成23年6月末までの2年間については、上記の経過措置を設けています。

(改正前) 障害者本人の所得制限額は360万4千円未満(扶養が1人増えるごとに、38万円加算)、配偶者・扶養義務者の所得制限額は628万7千円未満(扶養1人で24万9千円、2人以上1人増えるごとに、21万3千円加算)

(改正前) 障害者本人・配偶者・扶養義務者が市町村民税非課税者で年金収入が65万円以下かつ所得金額が0円であること

改正前

← 改正後 →

(経過措置) 改正前と同じ所得基準額

(改正後) 障害者本人・配偶者・扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満

(改正後) 障害者本人・配偶者・扶養義務者が市町村民税非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下であること



市役所北広場

## 乳幼児等医療・障害者医療・高齢障害者医療

乳幼児等医療・障害者医療・高齢障害者医療費助成では、市町村民税所得割税額二十三万五千円以下のかたのみが、助成の対象になります。

このことにより、現在、一般区のかたのうち一部のかたが、助成の対象外になります。ただし、経過措置として、平成二十三年六月までは現行の所得たの範囲を拡大しています。

また、低所得区分の対象のかたの範囲を拡大しています。

制限の要件を満たすかたは、助成の対象になります。一部負担金の限度額の見直しでは、乳幼児等医療一般区分のかたの医療機関等で支払う負担額が、一回七百円から八百円に見直しされるなどの改正が行われます。

乳幼児等医療費助成制度		乳幼児医療費助成制度とは、健康保険が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減する制度です。					
改正前(平成21年6月まで)		改正後(平成21年7月から)					
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本市に住所があるかた</li> <li>■健康保険の加入者</li> <li>■出生の日から9歳に達する日以降の最初の3月31日(小学校3年生)までのかた</li> </ul>	現行制度と同じ					
所得制限額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■乳幼児(幼児等)保護者・扶養義務者の総所得金額等の合計額から、福祉医療制度の控除額を差し引いた後の金額が、扶養人数0人の場合は532万円未満(扶養が1人増えるごとに38万円加算)1歳誕生日末までのかたは所得制限はありません</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■乳幼児(幼児等)保護者・扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満</li> </ul>					
医療機関等で支払う負担額(※)	<table border="1"> <tr> <td>一般区分</td> <td>〈外来〉700円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,800円まで)</td> </tr> <tr> <td>低所得区分</td> <td>〈外来〉500円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,000円まで)</td> </tr> </table>	一般区分	〈外来〉700円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,800円まで)	低所得区分	〈外来〉500円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,000円まで)	一般区分	〈外来〉800円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月3,200円まで)
一般区分	〈外来〉700円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,800円まで)						
低所得区分	〈外来〉500円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,000円まで)						
		低所得区分	〈外来〉600円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月2,400円まで)				

※外来の一部負担金は、同じ医療機関や薬局に限り、月2回まで負担すれば3回目以降負担は不要です。入院の場合は、同じ診療月に同じ医療機関でお支払いする上限額です。なお、過去3カ月連続して入院にかかる一部負担金を支払っている場合は、4カ月目以降の一部負担金は免除されます。(要申請)

また、0歳から3歳誕生日末までのかたは外来・入院の負担額が無料です。(現行どおり)

平成21年7月から平成23年6月までの経過措置	
対象者	現行制度と同じ
所得制限額	現行制度と同じ
医療機関等で支払う負担額(※)	経過措置区分
	〈外来〉1,200円(月2回まで) 〈入院〉1割負担(月4,800円まで)

※ただし、平成23年6月末までの2年間については、上記の経過措置を設けています。

(改正前) 乳幼児(幼児等)保護者・扶養義務者の所得基準額が扶養人数0人の場合は532万円未満(扶養が1人増えるごとに、38万円加算)

(改正前) 乳幼児(幼児等)保護者・扶養義務者が市町村民税非課税者で年金収入65万円以下かつ所得金額が0円であること

改正前

← 改正後 →

(改正後) 改正前と同じ所得基準額

(改正後) 乳幼児(幼児等)保護者・扶養義務者の市町村民税所得割税額が23万5千円未満

(改正後) 乳幼児(幼児等)保護者・扶養義務者が市町村民税非課税者で、年金収入を加えた所得が80万円以下であること

現在、福祉医療費助成制度を受けていないかたで、新たに制度の対象になるかたは、受給者証の交付申請をしていただく必要があります。申請には健康保険証・印鑑が必要です。

さらに、転入者のかたは平成二十一年度の所得証明書、障害者医療・高齢障害者医療では、身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳が必要です。

なお、現在福祉医療費助成制度を受けているかたには、六月下旬に「新しい受給者証」・「受給資格更新手続き」についての案内「または」受給資格消滅通知書のいずれかをお送りしますので、今回の改正による新たな申請の必要はありません。